

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1)業務の理解度	(15点)
(2)研修内容	(30点)
(3)モニターツアーの企画内容	(30点)
(4)実施体制	(10点)
(5)スケジュール	(10点)
(4)経費見積	(5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和4年7月1日(金)(予定)別途通知します

場所 高知市内の会場(調整中)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を15分以内で設けます。

イ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審

査を行います。

- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、最低基準点は各審査員の平均で 60 点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととします。(参加者が1事業者のみであっても、同様とします。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
(1)業務の理解度	15	業務の目的と内容を正しく理解できているか	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。 ・事業目的の達成に向けた方法が提案できているか。
(2)研修内容	30	農泊事業者の受入体制の磨き上げに資する研修か	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の参加者募集が効果的な手法か。 ・提案された研修は農泊関連事業者のスキルアップに繋がるものとなっているか。 ・感染防止対策が実施できるか。
(3)モニターツアー企画内容	30	一般旅行者の参加ニーズが見込める企画内容か	<ul style="list-style-type: none"> ・ツアー募集は効果的な手法か。 ・ツアー内容は、一般旅行者にとって農泊の魅力を感じられる内容か。 ・感染防止対策が実施できるか。
(4)実施体制	10	事業目的を達成する適当な実施体制が整っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか。 ・本業務の実施にあたっての自社、他社を問わず必要な人材やネットワークが活用されているか。
(5)スケジュール	10	事業目的を達成する適切なスケジュールか	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を完了できるスケジュールか。 ・各所との調整や参加者募集等、過密なスケジュールとなっていないか。
(6)経費見積書	5	見積は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか。 ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・提案された業務規模と経費見積もりが大きくかけ離れていないか。